

記入例
新様式

離婚届

ご不明な点は
お気軽にお問合せください

提出する
日を記入
してください。

和 8 年 4 月 1 日 届出
山梨県甲府市長 殿

【離婚届に必要なもの】
①運転免許証・マイナンバーカード等（本人確認のため）
②調停・和解離婚の場合・・・調停・和解調書の謄本
審判・判決離婚の場合・・・審判もしくは判決の謄本及び確定証明書
※裁判による離婚は、成立・確定の日から10日以内に原則申立人が
届出をしてください。
③夫妻の一方または両方が外国人の離婚届の持ち物については、別途
お問い合わせください。

(1)	氏 名	夫 山梨県甲府市丸の内1丁目 18番地1号 方書 グリーンヒル101号室	妻 山梨県甲府市丸の内1丁目 18番地1号 方書 グリーンヒル101号室
(2)	本 籍	山梨県甲府市丸の内1丁目18番地 筆頭者の氏名 甲府 太郎	山梨県甲府市丸の内1丁目18番地 筆頭者の氏名 甲府 花子
(3)	離婚の種別	協議離婚 調停 審判 令和 年 月 日成立 調停 令和 年 月 日成立 審判 令和 年 月 日成立 調停 令和 年 月 日成立 審判 令和 年 月 日成立	協議離婚 調停 審判 令和 年 月 日成立 調停 令和 年 月 日成立 審判 令和 年 月 日成立 調停 令和 年 月 日成立 審判 令和 年 月 日成立
(4)	婚姻前の氏にもどる者の本籍	山梨県甲府市丸の内1丁目1番地 筆頭者の氏名 山梨 花子	山梨県甲府市丸の内1丁目1番地 筆頭者の氏名 山梨 花子

未成年の子の氏名	甲府 二郎
父(夫)が親権を行う子	甲府 一郎
母(妻)が親権を行う子	甲府 なでし子
親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	

記入の注意
鉛筆や消えやすいインキで筆頭者の氏名欄には、戸籍謄本の氏名を記入してください。

親権の行使について意味を理解し真意に基づいて合意した場合、「夫」欄に夫本人が必ず印を、「妻」欄に妻本人が必ず印を記入してください。

※この届出だけでは子の戸籍は異動しません。子を異動させるには、別の手続きが必要です。(裏面3参照)

夫	()	妻	()
電話番号			

(6)	同居を始めたとき	平成 23 年 9 月 から	(別居したとき)	年 月 まで
(7)	夫の住所に同じ	番地 番 号	妻の住所に同じ	番地 番 号
(8)	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等（官公庁を除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 国勢調査を行っている年度では職業の記載が必要です。 妻の職業			
その他	届出人署名 夫 甲府 太郎 印 妻 甲府 花子 印 (※押印は任意)			

署 名	甲府 義太郎 印	甲府 梅子 印
生 年 月 日	昭和 40 年 7 月 12 日 平成	昭和 41 年 9 月 8 日 平成
所	山梨県甲府市丸の内1丁目18番地1号 グリーンヒル102号室	山梨県甲府市丸の内1丁目18番地1号 グリーンヒル102号室
籍	山梨県甲府市丸の内1丁目18番地	山梨県甲府市丸の内1丁目18番地

同居を始めたときの年月は、結婚をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。 同居を始めた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。	いる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
子育ての分担について	□まだ、決めていない。 分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療費の負担など）の決定を分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」に記入してください。
立っていない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。	□まだ、決めていない。 ：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだりすること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流も「取決めをしている。」に記入してください。

詳しくは、各市町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

法務省 離婚 法務省パンフレット 法務省の解説動画

日本司法支援センター（法テラス）では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

妻 届 本 出 人 が 夫 必 欄 ず 夫 署 本 人 で、 妻 だ 欄 さい。 必 証 ず 人 自 欄 署 は そ れ ぐ だ の 証 人 が

注 意

書 鉛 筆 消 える だ さい。 ル ペ ン